

令和4年9月2日 制定（国空無機第191401号）

国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課長

無人航空機操縦者技能証明に係る学科試験の科目について

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の47第2項に規定する無人航空機操縦者技能証明に係る学科試験について、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の48の規定に基づき、次のとおり試験の科目を定める。

記

資格の区分	科目
一等無人航空機操縦士	1 無人航空機に関する規則 一 航空法全般 イ 航空法に関する一般知識 ロ 航空法に関する各論 二 航空法以外の法令等 イ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号） ロ 電波法（昭和25年法律第131号） ハ その他の法令等

- ニ 飛行自肅要請空域
- 2 無人航空機のシステム
 - 一 無人航空機の機体の特徴（機体種類別）
 - イ 無人航空機の種類と特徴
 - ロ 飛行機
 - ハ 回転翼航空機（ヘリコプター）
 - ニ 回転翼航空機（マルチローター）
 - 二 無人航空機の機体の特徴（飛行方法別）
 - イ 夜間飛行
 - ロ 目視外飛行
 - 三 飛行原理と飛行性能
 - イ 無人航空機の飛行原理
 - ロ 揚力発生の特徴
 - ハ 無人航空機の飛行性能
 - ニ 無人航空機へのペイロード搭載
 - ホ 飛行性能の基本的な計算
 - 四 機体の構成
 - イ フライトコントロールシステム
 - ロ 無人航空機の主たる構成要素
 - ハ 送信機
 - ニ 機体の動力源
 - ホ 物件投下のために装備される機器
 - ヘ 機体又はバッテリーの故障及び事故の分析

	<ul style="list-style-type: none">五 機体以外の要素技術<ul style="list-style-type: none">イ 電波ロ 磁気方位ハ G N S S (Global Navigation Satellite System)六 機体の整備・点検・保管・交換・廃棄<ul style="list-style-type: none">イ 電動機における整備・点検・保管・交換・廃棄ロ エンジン機における整備・点検3 無人航空機の操縦者及び運航体制<ul style="list-style-type: none">一 操縦者の行動規範及び遵守事項<ul style="list-style-type: none">イ 操縦者の義務ロ 運航時の点検及び確認事項ハ 飛行申請ニ 保険及びセキュリティ二 操縦者に求められる操縦知識<ul style="list-style-type: none">イ 離着陸時の操作ロ 手動操縦及び自動操縦ハ 緊急時の対応三 操縦者のパフォーマンス<ul style="list-style-type: none">イ 操縦者のパフォーマンスの低下ロ アルコール又は薬物に関する規定四 安全な運航のための意思決定体制 (CRM 等の理解)<ul style="list-style-type: none">イ C R M (Crew Resource Management)ロ 安全な運航のための補助者の必要性、役割及び配置
--	--

	<p>4 運航上のリスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 運航リスクの評価及び最適な運航の計画の立案の基礎 <ul style="list-style-type: none"> イ 安全に配慮した飛行 ロ 飛行計画 ハ 経路設定 ニ 無人航空機の運航におけるハザードとリスク ホ 無人航空機の運航リスクの評価 ヘ カテゴリーⅢ飛行におけるリスク評価 二 気象の基礎知識及び気象情報を基にしたリスク評価及び運航の計画の立案 <ul style="list-style-type: none"> イ 気象の重要性及び情報源 ロ 気象の影響 ハ 安全のための気象状況の確認及び飛行の実施の判断 三 機体の種類に応じた運航リスクの評価及び最適な運航の計画の立案 <ul style="list-style-type: none"> イ 飛行機 ロ 回転翼航空機（ヘリコプター） ハ 回転翼航空機（マルチローター） ニ 大型機（最大離陸重量 25kg 以上） 四 飛行の方法に応じた運航リスクの評価及び最適な運航の計画の立案 <ul style="list-style-type: none"> イ 夜間飛行 ロ 目視外飛行
二等無人航空機操縦士	<p>一等無人航空機操縦士の区分の各科目のうち、第2項第三号ハ「無人航空機の飛行性能」及びホ「飛行性能の基本的な計算」並びに第4項第一号へ「カテゴリーⅢにおけるリスク評価」の科目を除いたもの。</p>

附 則（令和4年9月2日 国空無機第191401号）
この通達は、令和4年12月5日から施行する。